



市 章

大津市公報

平 成 26 年 3 月 31 日
号 外 (第 20 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 21 大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会規則..... 1
- 22 大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会規則を廃止する規則..... 2
- 23 大津市協働提案事業審査委員会規則の一部を改正する規則..... 2
- 24 大津市肺がん検診協議会規則の一部を改正する規則..... 2
- 25 大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則..... 3
- 26 大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則..... 3
- 27 大津市一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置等に関する規則の一部を改正する規則..... 3
- 28 大津市技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則..... 4
- 29 大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則..... 4
- 30 大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則..... 5
- 31 大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則..... 6

告 示

- 64 旧竹林院の指定管理者の指定について..... 6
- 65 平成23年告示第33号（特別の取扱いをする必要がある一般廃棄物の廃棄物処理手数料について）の廃止..... 6
- 66 平成25年告示第101号（大型ごみの収集、運搬及び処分手数料の徴収事務の委託について）の一部改正..... 6
- 67 北比良旧舟だまり公園ほか212公園の指定管理者の指定について..... 7
- 68 柳が崎湖畔公園の指定管理者の指定について..... 7
- 69 大津湖岸なぎさ公園におの浜ふれあいスポーツセンターの指定管理者の指定について..... 7
- 70 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石及び大石緑地スポーツ村の指定管理者の指定について..... 7
- 71 大津市自動車駐車場の指定管理者の指定について..... 8
- 72 平成13年告示第119号（自転車等の放置を禁止する区域の指定について）の一部改正..... 8
- 73 平成10年告示第28号（市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の管理に属する機関の職にある者に委任することについて）の一部改正..... 8

規 則

大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会規則を公布する。
平成26年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第21号

大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、大津市附属機関の設置に関する条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、大津市公設地方卸売市場が地域の生鮮食料品等の流通拠点として果たす役割を検証するとともに、同卸売市場の今後のあり方に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

（委員の数等）

第 3 条 条例第 3 条の規定に基づき委嘱する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 2 人

生産者団体から選出された者 1 人

企業関係者 2 人

2 委員の任期は、委嘱の日から市長に答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議 (以下「会議」という。) は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、産業観光部公設地方卸売市場において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会規則を廃止する規則を公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 22 号

大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会規則を廃止する規則

大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会規則 (平成 24 年規則第 127 号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

大津市協働提案事業審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 23 号

大津市協働提案事業審査委員会規則の一部を改正する規則

大津市協働提案事業審査委員会規則 (平成 24 年規則第 126 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

テーマ型提案事業 (市が指定し、又は提案者自らが企画するテーマについて市民・市民団体又は事業者が提案する協働事業 (大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例 (平成 23 年条例第 1 号) 第 12 条第 1 項に規定する協働事業をいう。以下同じ。) をいう。以下同じ。) の選定に関すること。

パワーアップ・市民活動応援事業 (地域の課題解決又はまちの活性化を図るために市民・市民団体が企画し、及び実施する協働事業で、市が協働のまちづくりの担い手の育成のためにその経費の一部を補助するものをいう。以下同じ。) の選定に関すること。

テーマ型提案事業及びパワーアップ・市民活動応援事業の実施に関し市長が必要と認めること。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

大津市肺がん検診協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 24 号

大津市肺がん検診協議会規則の一部を改正する規則

大津市肺がん検診協議会規則(平成24年規則第137号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

大津市肺がん結核検診協議会規則

第1条中「大津市肺がん検診協議会」を「大津市肺がん結核検診協議会」に改める。
第2条各号中「肺がん検診」を「肺がん結核検診」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第25号

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「及びその日」を「、同日」に、「)又はそのいずれかの日」を「以下この項において同じ。)又はその次の昇給日」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第26号

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「又はその日から1年以内の初任給等規則第22条に定める昇給の時期」を「、同日後における最初の昇給日(初任給等規則第22条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。)又はその次の昇給日」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第27号

大津市一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置等に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置等に関する規則(平成18年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第11項」を削り、「給料及び地域手当」を「これらの規定による給料の支給」に改める。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを削り、第11号を第6号とする。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、同条第4号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」に改め、同条を同条第2号とし、同条中第5号を削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とする。

第4条第1項中「引き続き給料表」を「引き続き医療職給料表」に、「前条第7号」を「前条第4号」に改め、「(第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同条において同じ。)に同条第7号に掲げる職員に該当することとなるもの」を削り、同項第1号

を削り、同項第2号中「第6号」を「第3号」に改め、「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号を削り、同項第4号ア中「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額)に、勤務時間条例」を「に、大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)」に改め、同号イ中「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第5号を削り、同項第6号を同項第3号とし、同条第2項中「給料表」を「医療職給料表」に改める。

第5条第1項中「とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削り、「第3条第7号」を「第3条第4号」に改め、同条第2項中「給料表」を「医療職給料表」に改める。

第7条を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第28号

大津市技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 大津市技能労務職員の給与に関する規則(昭和55年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「初任給」を「初任給等」に改め、同条第2項中「の給料月額の決定については、市長が別に定める」を「(以下「再任用職員等」という。)の給料月額は、給料表の備考に定める給料月額のうち、市長が定める基準に従い決定した職務の級に応じた額とする」に改め、同条第3項中「初任給」を「初任給等」に改める。

第6条第1項中「同日前」を「前年の9月30日以前」に改める。

第9条第2項ただし書を削る。

別表第1に備考として次のように加える。

備考 この表の規定にかかわらず、再任用職員等の給料月額は、次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1級 257,600円

2級 277,800円

(大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年規則第140号)の一部を次のように改正する。

附則第7項を削り、附則第8項を附則第7項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 平成27年1月1日に行われる第1条の規定による改正後の大津市技能労務職員の給与に関する規則第6条第1項の規定による昇給については、同条中「前年の9月30日以前1年間」とあるのは「平成26年1月1日から同年9月30日までの期間」とする。

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第29号

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則(昭和59年規則第19号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額」を「運賃等相当額」に改め、「及び第10条第2号」を削る。

第10条第1項第1号中「定める額」の次に「(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を加え、同項第2号中「運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額」を「1箇月当たりの運賃等相当額」に改める。

第11条の2第1項中「支給単位期間」の次に「(第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。))又は当該各号に定める期間(以下この条及び第13条において「支給単位期間等」という。))」を加え、同条に次の1項を加える。

3 条例第10条第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第10条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。))において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

職員が条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第12条の2第2項を次のように改める。

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第10条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1 箇月当たりの運賃等相当額等(第10条第1項第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。))が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。))

1 箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 第11条の2第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び市長の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第30号

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則(平成元年規則第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号の表中「510」を「520」に、「1,530」を「1,570」に、「2,140」を「2,200」に、「1,020」を「1,040」に、「4,080」を「4,190」に、「610」を「620」に、「2,040」を「2,090」に、「3,060」を

「3,140」に、「1,330」を「1,360」に改め、同条第3号の表持込拡声装置電源の項中「2,550円」を「2,620円」に改める。

第8条第1号の表中「510」を「520」に、「1,530」を「1,570」に、「2,140」を「2,200」に、「1,020」を「1,040」に改め、同表音響の部中「4,080」を「4,190」に、「610」を「620」に、「2,040」を「2,090」に、「3,060」を「3,140」に改め、同条第3号の表持込拡声装置電源の項中「2,550円」を「2,620円」に改める。

第9条第1号の表照明の部中「第1ボーダーライト」を「ボーダーライト」に、「510」を「520」に、「1,530」を「1,570」に、「2,140」を「2,200」に、「1,000」を「1,020」に、「1,020」を「1,040」に改め、同部第2ボーダーライトの項を削り、同表音響の部中「4,080」を「4,190」に、「510」を「520」に、「610」を「620」に、「2,040」を「2,090」に改め、同表舞台機構の部中「510」を「520」に、「1,530」を「1,570」に改め、同表その他の部中「4,080」を「4,190」に、「510」を「520」に改め、同条第3号の表持込拡声装置電源の項中「2,550円」を「2,620円」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第31号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大津市手数料条例施行規則(平成13年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「10,500円」を「10,800円」に、「10,300円」を「10,590円」に改め、同条第2項中「11,550円」を「11,880円」に、「11,300円」を「11,620円」に改め、同条第3項中「13,650円」を「14,040円」に、「13,300円」を「13,670円」に改め、同条第4項中「15,750円」を「16,200円」に、「15,300円」を「15,730円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

大津市告示第64号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 旧竹林院
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市坂本六丁目1番13号 坂本観光協会 会長 上延 安正
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年8月1日から平成29年3月31日まで

大津市告示第65号

平成23年告示第33号(特別の取扱いをする必要のある一般廃棄物の廃棄物処理手数料について)は、平成26年3月31日限り、廃止する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市告示第66号

平成25年告示第101号(大型ごみの収集、運搬及び処分手数料の徴収事務の委託について)及び平成25年告示第166号(大型ごみの収集、運搬及び処分手数料の徴収事務の委託について)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

次に掲げる告示の規定中「大型ごみ」を「家庭廃棄物」に改める。

平成25年告示第101号(大型ごみの収集、運搬及び処分手数料の徴収事務の委託について)

平成25年告示第166号(大型ごみの収集、運搬及び処分手数料の徴収事務の委託について)

大津市告示第67号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 北比良旧舟だまり公園ほか212公園
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市浜大津四丁目1番1号 公益財団法人大津市公園緑地協会
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

大津市告示第68号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 柳が崎湖畔公園
- 2 指定管理者の名称及び所在地 京阪・琵琶湖汽船グループ
構成団体 大津市島の関2番8号 琵琶湖汽船株式会社
大阪府枚方市伊加賀寿町1番5号 京阪園芸株式会社
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

大津市告示第69号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津湖岸なぎさ公園におの浜ふれあいスポーツセンター
- 2 指定管理者の名称及び所在地 ビバ・オリックス・日本リコmendグループ
構成団体 京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町680番地1 株式会社ビバ
京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地 オリックス・
ファシリティーズ株式会社
東京都港区芝二丁目8番18号202 日本リコmend株式会社
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

大津市告示第70号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石及び大石緑地スポーツ村(スポーツ村の一部を除く。)
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市浜大津四丁目1番1号 公益財団法人大津市公園緑地協会
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

大津市告示第71号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年条例第19号)第10条の規定により告示する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津京駅前公共駐車場、明日都浜大津公共駐車場、大津駅南口公共駐車場、大津駅北口公共駐車場、膳所駅前公共駐車場、晴嵐公共駐車場及び大津市浜大津公共駐車場
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市浜大津四丁目1番1号 浜大津都市開発株式会社
- 3 指定管理者の指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

大津市告示第72号

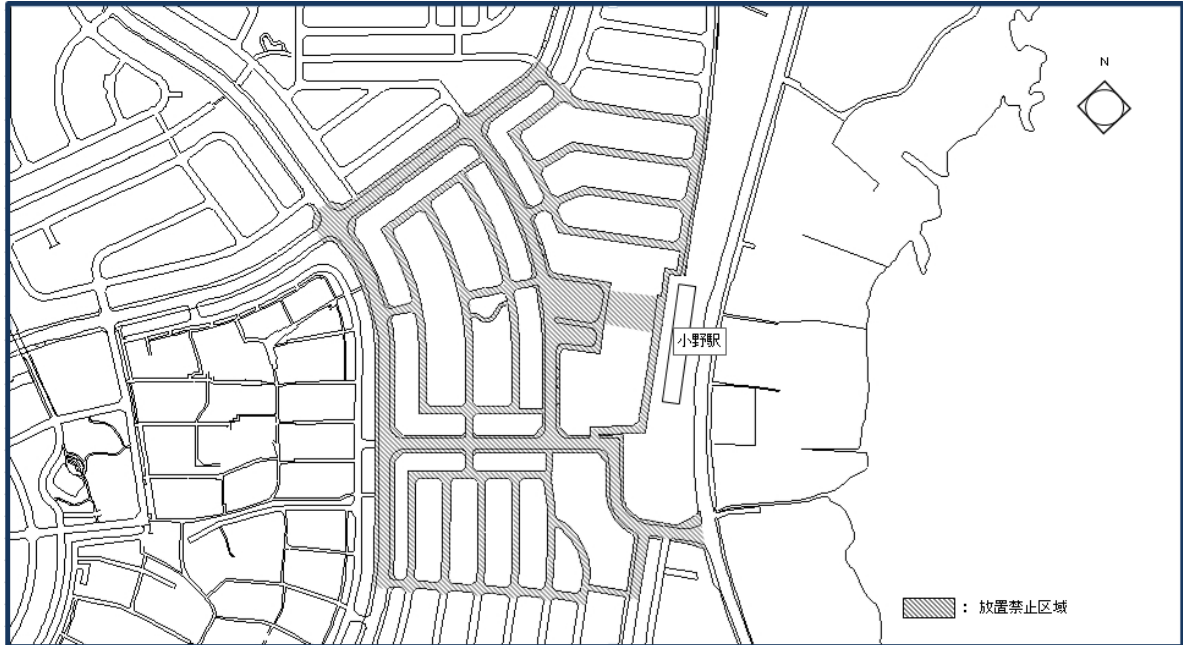
平成13年告示第119号(自転車等の放置を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

別図 を次のように改める。

小野駅周辺自転車等放置禁止区域



大津市告示第73号

平成10年告示第28号(市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の管理に属する機関の職にある者に委任することについて)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。